

令和4年3月3日

研究計画・評価分科会事務局

## これまでの経緯

1. 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文科省における研究及び計画に関する評価指針」を踏まえ、「研究開発計画」に「研究開発プログラム」の評価の進め方が記載された（参考参照）。
2. 当該計画に基づき、第10期の科学審研究計画・評価分科会（以下、「分科会」という）において試行的な取り組みを行ったが、当該プログラム評価の試行には、困難を伴うとの意見が多く出された。その結果を踏まえ、同分科会において、分野別戦略・計画の策定を含む新たな仕組みが提案され、分科会に設置されている委員会等（以下、「委員会」という）に対し、2つの視点（①分野別戦略・計画の策定について、②EBPMのベースとなるエビデンスと分野別戦略・計画及び分野別プログラムの関係について）を提示し、意見照会を行った。
3. 上記の結果、2つの視点については、概ね理解が得られつつある状況であったが、同時に、分野共通的な課題等については引き続きの議論が必要とされ、これらを第11期分科会に引き継ぐこととされた。
4. 令和3年4月21日に開催された第11期の最初の分科会でこれまでの経緯について説明を行い、8月の分科会で分野別研究開発プラン（仮称）・プログラムのフォーマット案とプログラム評価のフォーマットの素案を提示。プラン・プログラムのフォーマット案について委員会での審議を依頼することとなった。
5. 令和4年1月に開催された分科会にて、分野別研究開発プランの策定方針が決定された。

# 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針 (プログラム評価関係部分の抜粋)

1. 研究開発プログラムとは：複数の研究開発課題を運営する施策や競争的資金制度等、研究開発に係る政策上の特定の目的や目標の実現を目指して、推進方針や戦略・計画・実施手段等の体系が整備され、それに応じて推進されるものをいう。

2. 研究開発プログラムの評価：文部科学省内部部局及び研究開発法人等が、このような施策や制度等を対象として、目標の設定された研究開発プログラムごとに評価を実施することにより、実施の当否を判断するとともに、研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげることを目的とする。

3. 評価者：評価実施主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基盤とし、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるため、必要に応じて外部の専門家等を評価者とする外部評価や第三者評価（以下「外部評価等」という。）を実施・活用する。

4. 評価の実施時期：  
研究開発プログラムの開始前に事前評価を行う（国の政策や機関等の設置目的に照らした研究開発プログラムの位置付け、実施の必要性、研究開発プログラムが担う範囲、目的や目標、実施手段、見直し方法等の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うため）  
研究開発プログラムの終了時に事後評価を実施する（目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うため）  
研究開発プログラムに実施期間の定めがない場合には、5年ごとを目安に、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、研究開発の質の向上や運営改善、中断や中止を含めた計画変更等の要否の確認等を行うため、中間評価を実施する

## 5. プログラム評価の視点

事前評価では、研究開発プログラム評価の観点を踏まえ、上位政策と関連政策との位置付け、目的・目標・当該研究開発プログラムが担う範囲、それらを実現するための仕掛けや仕組み、循環的な研究開発プログラムの見直し方法とそのための情報収集体制等の妥当性に関し、評価項目・評価基準を具体的に定め、類似の研究開発プログラムや当該研究開発プログラムが実施されなかった場合との比較の視点から評価する。

中間・事後等の評価では、研究開発プログラム実施に伴う実績の把握を中心に行う。

評価の観点及び評価項目・評価基準は事前評価と同様の観点であるが、

- ・アウトカムに係る期待した成果と実績との比較（達成度評価）
- ・評価基準に照らした実績の多寡（価値評価）、
- ・上位政策や関連政策との位置付けも踏まえた研究開発プログラムの効果を高めるための修正・改善方策（レビュー評価）等の観点から評価を行う。

6. 評価については、評価に先立つ調査分析法から評価法そのものに至るまで様々な手法があり、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて適切な調査・分析及び評価の手法を選択する。

その際、評価の客観性を確保する観点から、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。

### (プログラム評価の試行結果関係)

#### 1. 「後付けの評価を行うことが相応しくないのではないかとの印象」

→分野別研究開発プラン(仮称)を毎年度更新し、当該プランに基づきプログラム評価を実施する

#### 2. 「研究開発プログラム全体を改めて俯瞰することの意義」

→客観的指標を中心に確認することにより、新たな視点で俯瞰し、現状を把握する

#### 3. 「ノウハウ・スキルの両面で困難」

→毎年度、政策評価等の指標をモニタリングすることからはじめて、SciREXプログラムの成果などを取り入れ、順次進展させる

### (第10期の議論のまとめ関係)

#### 4. 「負担軽減、評価の屋上屋排除、評価スキル・ノウハウの習得や、評価担当者のリテラシー向上」

→政府全体の戦略・計画や政策評価等既存の体系の活用により、可能な限り評価の重複を排除する。政策評価等体系の既存の指標を全体俯瞰することから始め、俯瞰する指標についての議論を重ねることにより、徐々に関係者のリテラシーを向上していく

## 1. 分野別研究開発プラン（仮称）の策定

- ① 政策評価の体系に基づき、毎年度分野別委員会等で添付のフォーマットに従って、分野別研究開発プラン（仮称）案を策定
- ② 8月に開催される研究計画・評価分科会で、各分野別研究開発プラン（仮称）を決定  
\*分野別研究開発プラン（仮称）において、研究開発プログラムの単位を明確にする

## 2. 研究開発プログラムの評価

研究開発プログラム毎に

- 政策評価における測定指標
- プログラムに含めた達成目標を構成する事業の、行政事業レビューにおける成果指標（アウトカム）、活動指標（アウトプット）、政策評価における測定指標
- その他適切と思われる指標（分野別委員会等で検討）

などについて、添付のフォーマットに従い、プログラム全体の状況を把握（モニタリング）し、毎年冬に、分野別委員会等から研究計画・評価分科会に報告する。その際、プログラム全体や研究開発課題の進捗状況がわかる既存の数ページ程度の資料を当該フォーマットに添付する。

なお、指標については、分野別委員会等や研究計画・評価分科会の議論を踏まえ、適宜変更できるものとする。

### 1. 分野別研究開発プラン（仮称）の策定

- ① 政策評価の体系に基づき、毎年度分野別委員会等で添付のフォーマットに従って、分野別研究開発プラン（仮称）案を策定
- ② 8月に開催される研究計画・評価分科会で、各分野別研究開発プラン（仮称）を決定  
\*分野別研究開発プラン（仮称）において、研究開発プログラムの単位を明確にする

→フォーマットを改定することにより、R4年1月26日の計評分科会で概ね了承。

### 2. 研究開発プログラムの評価

研究開発プログラム毎に

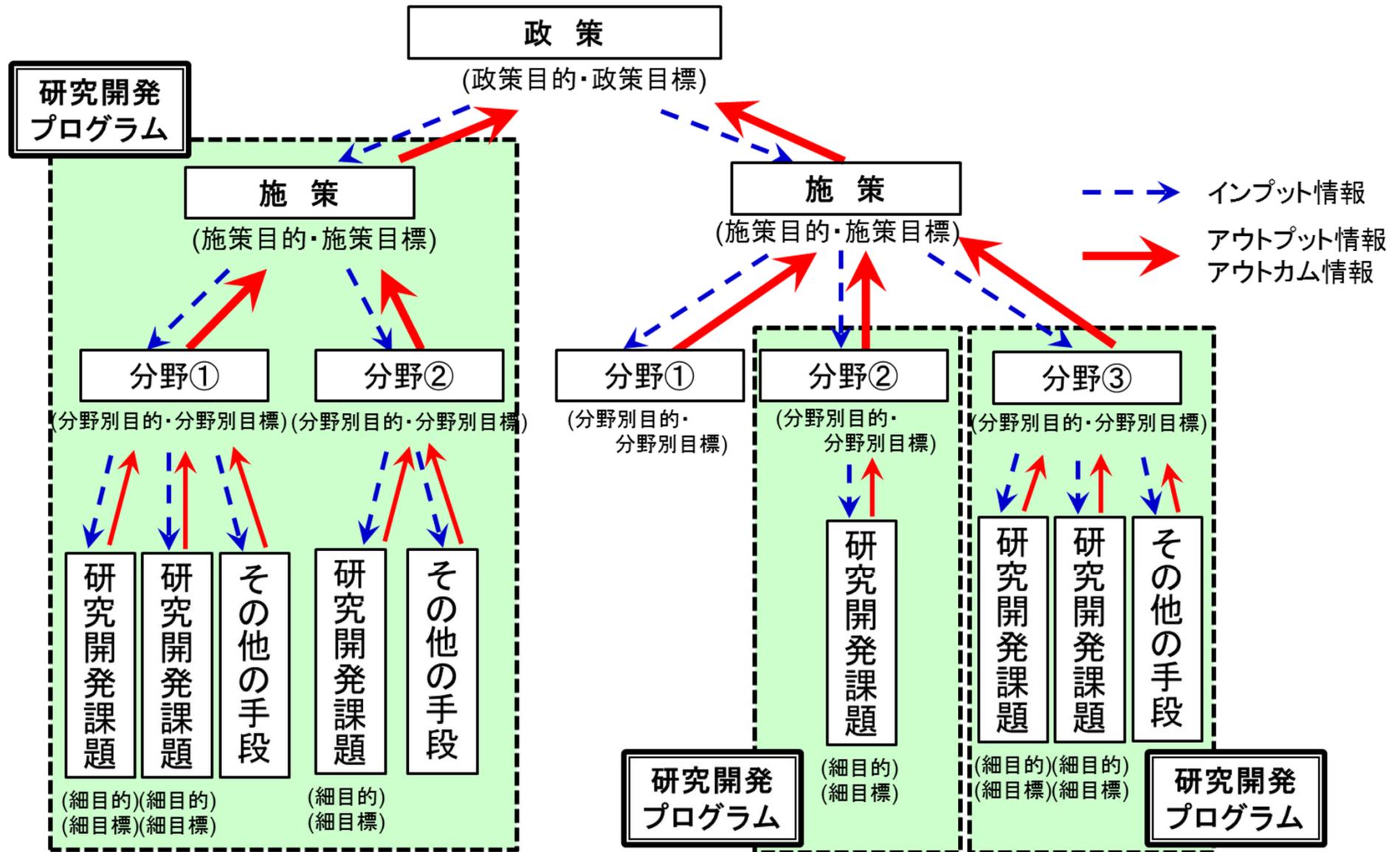
- 政策評価における測定指標
- プログラムに含めた達成目標を構成する事業の、行政事業レビューにおける成果指標（アウトカム）、活動指標（アウトプット）、政策評価における測定指標
- その他適切と思われる指標（分野別委員会等で検討）

などについて、添付のフォーマットに従い、プログラム全体の状況を把握（モニタリング）し、毎年冬に、分野別委員会等から研究計画・評価分科会に報告する。その際、プログラム全体や研究開発課題の進捗状況がわかる既存の数ページ程度の資料を当該フォーマットに添付する。

なお、指標については、分野別委員会等や研究計画・評価分科会の議論を踏まえ、適宜変更できるものとする。

→委員会等事務局より、負担軽減等について意見をいただいた結果を踏まえ、本日議論予定。

# 『研究開発プログラム』の範囲のイメージ



「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」より抜粋

## (2) 指針等におけるプログラム評価についての記載について

## 1. 平成28年12月21日：「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が内閣総理大臣決定

特に留意すべき事項の一つとして、実効性のある「研究開発プログラムの評価」をさらに推進することが記載

## 第1章 基本的な考え方

## II. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方向）

## 1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとめりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

## 2. 平成29年4月1日：「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」が文部科学大臣決定

## 2. 1 研究開発プログラムの評価

## 2. 1. 1 評価の目的

研究開発プログラムとは、複数の研究開発課題を運営する施策や競争的資金制度等、究開発に係る政策上の特定の目的や目標の実現を目指して、推進方針や戦略・計画・実施手段等の体系が整備され、それに応じて推進されるものをいう。（参考2参照。）

研究開発プログラムの評価は、文部科学省内部部局及び研究開発法人等が、このような施策や制度等を対象として、目標の設定された研究開発プログラムごとに評価を実施することにより、実施の可否を判断するとともに、研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげることを目的とする。

文部科学省内部部局は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」や「文部科学省政策評価基本計画」等に基づく政策評価の中でも、研究開発プログラムの評価に当たっては、本指針に基づき行う。

## 3. 平成29年2月8日：「研究開発計画」の策定（第60回研究計画・評価分科会）

研究開発計画に掲げた中目標を「研究開発プログラム」として、俯瞰的な評価を新たに行うことが記載

## 第6章 研究計画・評価分科会における研究開発評価の在り方

## I. 基本的な考え方

## 3. 研究開発評価の改善への新しい取組

## (1) 「研究開発プログラム」単位での評価

研究開発計画の評価については、研究開発計画に掲げた中目標を「研究開発プログラム」として、俯瞰的な評価を新たに行うこととする。その際、分科会が所管する内局予算による個別の研究開発課題の評価結果に加え、当該中目標に係る国立研究開発法人の行う研究開発課題の評価結果（国立研究開発法人評価の結果等）や政策評価における事前分析表等を活用し、中目標達成のための研究開発の取組全体を総合的に評価する。